

建物の主な用途が、不動産登記規則第百十三条の規定する、**居宅**、店舗、寄宿舍、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所の場合はその種類を種類欄記載してください。

上記のいずれにも該当しない場合は、不動産登記法事務取扱手続準則第80条の規定により、校舎、講堂、研究所、病院、診療所、集会所、公会堂、停車場、劇場、映画館、遊技場、競技場、野球場、競馬場、公衆浴場、火葬場、守衛所、茶室、温室、蚕室、物置、便所、鶏舎、酪農舎、給油所から該当する用途を用途欄に記載してください。

また、建物の主たる用途が2以上の場合には、その種類を「**居宅・店舗**」とし、用途欄に記載してください。